

令和3年8月10日

市政記者クラブ 様

子ども青少年局子ども未来企画部
子ども未来企画室
担当 竹口・小原 (211-8071)

名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」の令和2年度活動報告について

令和2年度における、名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」の相談等の状況や、子どもの権利に関する普及啓発といった活動についてまとめた報告書を作成しましたので、お知らせいたします。

記

1 名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」について

(1) 趣旨

子どもの権利を守る文化及び社会の形成をめざし、子どもの最善の利益を確保するため、子どもの権利の侵害に対して、子どもや保護者などからの相談・申立てや、自己の発意に基づき子どもの権利の保障をはかるとともに、子どもの権利に関する普及啓発を広く推進（根拠規程：名古屋市子どもの権利擁護委員条例）

(2) 相談受付方法

- ・電話 子ども用 0120-874-994（はなしきくよ）
大人用 052-211-8640
- ・その他 面談、FAX、手紙

(3) 開所日時

月・火・金：11～19時 木：11～20時 土：11～17時

※ 相談受付は、閉所時間の30分前まで

※ 水・日・祝日及び年末年始は閉所日

(4) 場所

名古屋市東区東桜一丁目13番地3号
NHK名古屋放送センタービル 6階

(5) 体制

- 子どもの権利擁護委員 5名（学識経験者、弁護士）
- 調査相談員 10名（社会福祉士、精神保健福祉士等）
- 事務局（子ども未来企画室分室）



マスコットキャラクター
「なごもん」

2 報告書について

(1) 位置付け

名古屋市子どもの権利擁護委員条例第 19 条に基づく活動状況の公表

(2) 主な内容

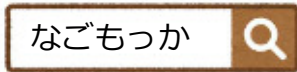
- 特に年度前半において、**新型コロナウイルス感染症**に関する相談が複数見られたため、状況や分析を記載
- **特別支援教育**に関する相談で、深い関わりを必要とするものが目立ったため、状況や分析を記載
- 「相談から見えてきた課題」として、「**教員等による不適切対応**」と「**校則**」について分析、子どもの権利擁護委員の意見を記載
- 子ども達に対する「なごもっか」の紹介を掲載した**子ども向けページ**を記載

(3) 公表方法

名古屋市公式ウェブサイト「名古屋市子どもの権利相談室『なごもっか』」のページに掲載するほか、関係機関等に送付・周知予定

市公式ウェブサイト

(「なごもっか」で検索)



(QR コード)



※ QR コードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

3 参考資料

名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」令和 2 年度活動報告書